

65歳以上の人(第1号被保険者)の介護保険料

所得段階	対 象 者	保険料 乗率	保険料 (月額)	保険料 (年額)
第1段階	生活保護受給者、市民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者、本人及び世帯員全員が市民税非課税の人のうち、前年の本人年金収入額及び合計所得金額から年金収入に係る所得金額と特別控除額※を控除した金額の合計金額が80.9万円以下の人	基準額 ×0.285	1,800円	21,600円
第2段階	本人及び世帯員全員が市民税非課税の人のうち、前年の本人年金収入額及び合計所得金額から年金収入に係る所得金額と特別控除額を控除した金額の合計金額が	80.9万円を超え120万円以下の人 基準額 ×0.485	3,058円	36,700円
第3段階		120万円を超える人 基準額 ×0.685	4,317円	51,800円
第4段階	本人が市民税非課税の人のうち、前年の本人年金収入額及び合計所得金額から年金収入に係る所得金額と特別控除額を控除した金額の合計金額が	80.9万円以下で世帯員の中に市民税課税者がいる人 基準額 ×0.90	5,675円	68,100円
第5段階		80.9万円を超えて、かつ、世帯員の中に市民税課税者がいる人 基準額	6,300円	75,600円
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額から特別控除額を控除した金額が	120万円未満の人 基準額 ×1.20	7,567円	90,800円
第7段階		120万円以上 210万円未満の人 基準額 ×1.30	8,192円	98,300円
第8段階		210万円以上 320万円未満の人 基準額 ×1.50	9,450円	113,400円
第9段階		320万円以上 420万円未満の人 基準額 ×1.70	10,717円	128,600円
第10段階		420万円以上 520万円未満の人 基準額 ×1.90	11,975円	143,700円
第11段階		520万円以上 620万円未満の人 基準額 ×2.10	13,233円	158,800円
第12段階		620万円以上 720万円未満の人 基準額 ×2.30	14,492円	173,900円
第13段階		720万円以上の人 基準額 ×2.40	15,125円	181,500円

※特別控除額とは、長期または短期譲渡所得の特別控除が適用される場合の控除額です。